

国民健康保険税が変わります

○賦課限度額の改正

国民健康保険税を算定する際の賦課限度額は、国が景気動向を判断し、毎年見直しが行われています。

平成 30 年度の課税分から医療分にかかる賦課限度額が 54 万円から 58 万円に引き上げられます。

国民健康保険税賦課限度額の改正内容

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	合計賦課限度額
改正前	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円
改正後	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円

○所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の改正

国民健康保険税では、世帯の総所得金額が、一定の基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」の軽減制度があります。

均等割と平等割が所得に応じて 7 割、5 割、2 割軽減されます。

平成 30 年度の課税分から軽減割合を決める際の 5 割軽減および 2 割軽減の範囲が拡大されます。

所得の少ない世帯における軽減判定所得基準の改正内容

7 割軽減	改正前後ともに	世帯の所得の合計が 33 万円以下の世帯
5 割軽減	改正前	世帯の所得の合計が 33 万円 + (27 万円×被保険者数) 以下の世帯
	改正後	世帯の所得の合計が 33 万円 + (27 万 5 千円×被保険者数) 以下の世帯
2 割軽減	改正前	世帯の所得の合計が 33 万円 + (49 万円×被保険者数) 以下の世帯
	改正後	世帯の所得の合計が 33 万円 + (50 万円×被保険者数) 以下の世帯

※世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象となります。

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人数と所得も含めて計算します。

※世帯内に所得の申告をしていない方がいる場合は、軽減措置は適用されません。

◎問い合わせ先

役場税務課国保税係 ☎ (86) 1172 [直通]